

令和 8 年度第 1 回環境審議会 議事録

招集の期日	令和 8 年 6 月 1 日（月）		
開催の場所	さいたま商工会議所 第 1 ・ 2 ホール （さいたま市内）		
開閉の日時	開 会	6 月 1 日 午後 1 時 3 0 分	
	閉 会	2 月 3 日 午後 3 時 0 7 分	
出 席 状 況	別紙のとおり		
概 要			
1 開 会			
2 あいさつ			
3 議 事 諮問事項：次期環境基本計画の策定について			
4 閉 会			

【出席状況】

委員数 20人

出席委員 17人

家田 曜世	国立研究開発法人 国立環境研究所 主任研究員
大河内 博	早稲田大学 創造理工学部 環境資源工学科 教授
小川 順子	(一財) 日本エネルギー経済研究所 環境ユニット 気候変動グループ 研究主幹
川合 真紀	埼玉大学 理工学研究科 教授
高安 健一	獨協大学 経済学部 教授
佐柄木 優	埼玉弁護士会 弁護士
細沼 千恵子	埼玉県女性薬剤師会 副会長 薬剤師
柳沼 薫	(公財) 埼玉県生態系保護協会 統括主任研究員
西田 秀生	埼玉県農業協同組合中央会 常務理事
五十嵐 敦子	埼玉県商工会議所女性連合会 会長
戸山 芳夫	(一社) 埼玉県猟友会 理事 総務委員長
小川 直志	埼玉県議会議員
美田 宗亮	埼玉県議会議員
戸野部 直乃	埼玉県議会議員
香川 武文	志木市長
井原 康哲	一般公募
橋本 容子	一般公募

欠席委員 3人

岡山 朋子	大正大学 地球創生学部 地域創生学科 教授
原 美登里	立正大学 地球環境科学部 地理学科 准教授
朽木 康之	生活協同組合コープみらい コミュニケーション・サステナビリティ推進 執行役員

令和 8 年度第 1 回埼玉県環境審議会

令和 8 年 6 月 1 日（月）

午後 1 時 3 0 分開会

○司会（川端）

ただいまから令和 8 年度第 1 回環境審議会を開会いたします。

開会にあたりまして、環境部長の竹内からご挨拶を申し上げます。

○竹内環境部長

第 1 回埼玉県環境審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。失礼して着座にてお話をさせていただきます。

委員の皆様には、平素より本県の環境行政の推進にご支援ご指導を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、本日はご多忙のところご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

この環境審議会は、環境の保全のための基本的事項などを調査・審議いただくため、本県の環境行政における重要事項につきまして、諮問・協議・報告を行うものです。本日は昨年度来ご審議をいただいております次期環境基本計画につきまして、計画素案の骨子を取りまとめましたので、その内容について諮問をさせていただきます。

次期環境基本計画では、環境・社会・経済の調和した持続可能な社会を目指し、カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブの 3 点を環境政策の柱に据えたところです。この 3 つの柱を中心に 6 つの政策展開の基本的な考え方、7 つの政策の方向を整理いたしまして、各分野の取組を統合的に推進する案としております。

また、連日報道され、県民の関心も高まっているツキノワグマにつきましては、新たに示された国の方針などを踏まえまして、現在、第二種特定鳥獣管理計画案の策定を進めており、今後、本審議会において対応方針をご審議いただきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げ、ご挨拶いたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司会（川端）

ありがとうございました。では、ご出席の委員並びに県の出席職員につきましては、お手元の席次表のとおりですので、ご紹介は割愛させていただきます。

なお、本日の会議は委員 17 名にご出席いただいております。委員の出席が過半数を超えておりますので、埼玉県環境審議会規則第六条第二項の規定により、本日の会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、埼玉県環境審議会規則第六条第一項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行を川合会長にお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願い致します。

○川合会長

それでは初めに議事録署名委員ですが、埼玉県環境審議会規則第十条第二項によりまして、本日の議事録署名委員を2人指名させていただきます。佐柄木委員、そして西田委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○川合会長

それでは、よろしくお願いいたします。

それでは次第に従いまして、議事に入ります。本日の議事は諮問事項が1件ございます。それでは諮問事項、次期環境基本計画の策定について、環境政策課長からの資料の説明をお願いいたします。

○高橋環境政策課長

環境政策課長の高橋でございます。素案骨子の内容の前に計画策定に向けた今後の流れについて、ご説明をさせていただきたいと思っております。失礼いたしますが、着座にて説明させていただきます。

本日は素案の全体像である骨子を初めて委員の皆様方にお示しをさせていただきました。施策に紐づく主な取組の具体的な内容や施策指標は次回の第2回審議会でお示しさせていただく予定としております。これらを含めた計画案を第2回、第3回の審議会でご審議いただき、県民コメントを経て、11月に開催予定の第4回審議会でご答申をいただければと考えております。

本日も審議いただく計画素案骨子は、現状整理を踏まえ、施策展開の考え方と方向性をお示しするものでございますので、本日の会議ではこの点を中心にご意見等いただけると幸いです。

なお、これまでの審議会でもいただいたご意見等については、できる限りこの素案骨子に反映させていただきました。詳細につきましては、参考資料5に整理いたしましたのでご参照ください。

それでは、資料1に基づいて、次期環境基本計画素案骨子の概要についてご説明いたします。1ページ目をご覧ください。

まず現行の第5次計画では、あらゆる主体の参画による脱炭素、循環型、自然共生社会の

実現を目指すとしてきたところですが、この5年の間に本県においてもカーボンニュートラル宣言を行い、また世界的に見ても循環型社会を目指す上での新たな取組としてのサーキュラーエコノミーや、生物多様性分野での大きな目標としてのネイチャーポジティブの実現などが掲げられ、取組が進められてまいりました。

さらに、環境保全対策という従来からの施策分野においても、PFASを代表する化学物質の問題や、廃棄物の分野ではスクラップヤードにおける生活環境上の問題など、新たな環境保全上の問題が顕在化してきています。

これらのことから、次期計画では施策の軸足をカーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブという3つの大きな柱に移しつつ、環境全体策や未来を担う人づくりなどの施策も着実に実施していくといたしました。

そのため、21世紀半ばの2050年を展望した長期的な目標を、脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会づくりから、カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブの推進に移行させ、これらを軸に環境・社会・経済の調和を目標として掲げ、もって持続可能な社会を目指すものといたしました。

2ページ目をご覧ください。次に、施策展開の基本的な考え方についてです。

(1)地球規模の環境課題への対応として、カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブに率先して取り組みます。

(2)環境と経済の両立として、企業の環境への取組が経済的インセンティブとなるよう、環境と経済のトレードオフの克服を目指します。

(3)DXの推進と先進技術の活用検討として、AIやドローンなど最新のデジタル技術や先進技術を積極的に活用し、人口減少や技術継承などの課題に対応していきます。

(4)本県の特性を活かすとして、人口減少・超少子高齢社会の到来といった本県が抱える課題や交通の利便性、豊かな自然環境など本県の特性を踏まえた施策に取り組みます。

(5)多様な主体の参画として、国、市町村との連携に加え、県民、企業などが環境問題を自分事と捉え、多様な主体の参画を促進します。

(6)着実な環境保全対策と次世代の人材育成として、これまでの実施してきた環境保全対策とともに、環境情報の活用と次代を担う人づくりに取り組みます。

なお、施策展開の基本的な考え方の現行計画との比較につきましては、3ページにまとめておりますので、ご参照ください。

4ページをご覧ください。次に、施策の方向についてご説明いたします。

施策の方向①気候変動対策の推進については、気候変動対策に引き続き着実に取り組み、

カーボンニュートラルを目指します。

個別の施策としては、以下の7つを挙げております。なお、右側の黒ダイヤ印の主な取組については、資料2の素案骨子にその他の取組を掲載しておりますので、そちらもご参照いただければと思います。ここでは代表的な一番上の取組を中心に記載の方させていただきます。

個別の説明ですけれども、(1)再生可能エネルギーの普及拡大では、太陽光やバイオマス、地中熱などの再生可能エネルギーの普及拡大などに取り組めます。

(2)産業・業務部門における温室効果ガス排出削減対策の推進では、地球温暖化対策計画制度の円滑な運用などに取り組めます。

(3)家庭部門におけるライフスタイルの転換では、住宅の省エネルギー対策の実施などに取り組めます。

(4)運輸部門における環境配慮の推進では、EV・PHVなど電動車の普及促進などに取り組めます。

(5)CO₂以外の温室効果ガス対策と吸収源対策の推進では、フロン類のモニタリング及び適正管理の指導・啓発などに取り組めます。

(6)県の率先実行では、県有施設における脱炭素化の推進などに取り組めます。

そして、(7)気候変動への適応策の推進では、気候変動の影響の評価、情報収集と情報提供などに取り組めます。

5ページをご覧ください。

施策の方向②資源の循環利用の推進については、3Rの考え方を基本としつつ、サーキュラーエコノミーを資源循環分野の施策展開の推進力として、資源の循環利用の促進に取り組めます。具体的な施策としては、次のとおりです。

(1)サーキュラーエコノミーの推進では、企業と連携した資源循環の推進や、リチウムイオン電池や太陽光パネルの再資源化の推進などを、新たに位置づけ取り組めます。

(2)3Rの推進では、ごみを減らすライフスタイルへの転換促進などに取り組めます。

(3)廃棄物及び廃棄物エネルギーの有効活用の推進では、プラスチック資源の循環的利用の推進などに取り組めます。

6ページをご覧ください。

施策の方向③生物多様性の回復の推進についてです。

2050年までの自然共生社会の実現を目指して、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、反転させ、軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現に取り組めます。具体的な施策と

しては次のとおりです。

(1)生態系の健全性の回復では、野生鳥獣の個体数管理等による生態系などへの被害の防止や、新たに、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域である OECM などの取組の推進、支援などに取り組みます。

(2)生物多様性保全に係る取組を支える基盤整備では、みどりに関する学習環境の整備などに取り組みます。

(3)多面的機能を発揮する森林の保全と育成では、水源かん養機能の発揮や生態系に配慮した森林の整備・保全などに取り組みます。

(4)里地里山や水域における多様な生態系ネットワークの形成では、特別緑地保全地区など地域制緑地の指定や、新たに、環境に配慮した公共事業の実施や、農林業・農山村の持つ多面的機能の維持発揮などに取り組みます。

(5)人と自然が共生する都市づくりでは、地域と調和した都市農業の振興などに取り組みます。

7 ページをご覧ください。施策の方向④持続可能なまちづくりについては、地域の持続可能性の確保のため、環境と共生するまちづくりに取り組みます。具体的な施策としては次のとおりです。

(1)環境と共生する持続可能なまちづくりの推進では、埼玉版スーパー・シティプロジェクトの推進による持続可能なまちづくりなどに取り組みます。

(2)エネルギーの効率的な利用の推進では、コージェネレーションシステムの導入の促進などに取り組みます。

(3)環境に配慮した事業活動の支援では、サステナブル経営に取り組む企業への支援などに取り組みます。

8 ページをご覧ください。施策の方向⑤恵み豊かな川との共生については、県土に占める河川面積の割合全国 2 位という特性を活かし、川の活用・共生の取組を進めます。具体的な施策としては次のとおりです。

(1)公共用水域・地下水の汚染防止では、水質の汚染の監視などに取り組みます。

(2)水循環の健全化では、健全な水循環構築に向けた取組の実施などに取り組みます。

(3)水辺空間の利活用では、県民・企業と連携した水辺空間の活用などに取り組みます。

9 ページをご覧ください。施策の方向⑥着実な環境保全については、県民の安全・安心を担保するため、これまでの環境保全対策に着実に取り組みます。具体的な施策としては次のとおりです。

(1)環境リスクの低減では、建物解体現場などにおける石綿飛散防止対策の推進や、新たに、PFAS 対策の推進などに取り組みます。

(2)安全な大気環境の確保では、大気汚染の監視などに取り組みます。

(3)土壌の汚染防止及び地盤環境の保全では、土壌などの汚染の監視及び土壌汚染対策の推進などに取り組みます。

(4)身近な生活環境の保全では、土砂の不適正なたい積の防止や、新たに、金属スクラップ保管事業者への指導強化などに取り組みます。

(5)廃棄物の適正処理の推進では、廃棄物の排出事業者・処理業者への指導強化及び適切な行政処分の実施などに取り組みます。

(6)廃棄物処理の継続性の強化及びレジリエンスの向上では、廃棄物処理業界のイメージアップと人材育成などに取り組みます。

10 ページをご覧ください。施策の方向⑦環境科学の振興と未来を担う人づくりについては、科学的根拠に裏付けされた正しい環境情報の収集発信を行い、当該情報を活用した環境学習活動の広がりを促進します。具体的な施策としては、次のとおりです。

(1)環境情報の収集及び提供では、環境科学国際センターにおける試験研究の成果や環境情報の発信などに取り組みます。

(2)環境科学の振興と国際貢献では、産官学民との交流及び連携した共同研究の推進などに取り組みます。

(3)環境の保全と創造に取り組む県民、市民団体、企業などとの連携では、地域の清掃活動の推進などに取り組みます。

(4)環境を守り育てる人づくりでは、環境科学国際センターにおける環境学習・環境保全活動の担い手の育成などに取り組みます。

施策の方向の現行計画との比較につきましては、次の 11 ページにまとめておりますので、ご参照いただければと思います。

説明につきましては以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○川合会長

ありがとうございました。それでは、ここから委員の皆様からご意見、またご質問をいただきたいと思います。だいたい 1 時間ぐらい、時間が取れるということですので、いろいろと議論できるのではないかと思います。

また、事前に質問を出していただいた方に関しましては、そちらに対する回答も議場に配布されていると思いますので、そちらも合わせまして、ご意見、ご質問といただければと思

います。それでは、順次挙手をしてからお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、橋本委員お願いいたします。

○橋本委員

私からご質問させていただきます。県行政の皆様は、埼玉県的环境政策に調整、検討、実行してくださっていることと思います。本当にありがたいと思っています。お立場上、批判を受けることとか、いろいろ言われることもおありだろうと思うのですが、私たちの生活を陰で支えてくださっていると認識しております。ありがとうございます。あと、委員の皆様、ご自身の専門分野の研究、活動、それから仕事などを通じて、社会に貢献をしてくださっていると思います。いつもありがとうございます。

私は、県西部の方で、家族経営で有機農業を営んでおりまして、子育て中の母でもあります。この気候変動の影響を肌で感じて、子どもの未来を心配してここに参加しています。夏の異常な暑さと、あとは梅雨に日照りで雨が降らないことなどから、作物が不作だったり、健康面でもとても不安を感じています。いつまで埼玉で農業が続けられるかなって不安なんです。これまで関わってきた地域の方たちとの温かいつながりがあり、やっぱりここを離れたくない、ここでずっと農業を続けていきたいなって思っています。今日もここに来る道中、すごい暑かったですよね。ここにいらっしゃる皆さんがこの暑さ、自然環境の変化っていうのは肌で感じていらっしゃると思います。また、世界の情勢も、ちょっと先が読めなくなっているっていう不確実性の中で、でも大切な人と一緒にこれからも生きていきたいっていう、私が感じているような願いを、きっと皆さんも感じていらっしゃると思っております。そして、こういった場に参加されているということは、他者と対話をして、行動することで変化が起こしていけるって考えていらっしゃるから、ここにいらっしゃるのだと思います。そういった場があるということに、私はとても希望を感じております。今日はよろしくお願いいたします。

今回の環境基本計画は、暮らしとか命とか、子供の未来に直結する、大変大事な計画なので、丁寧に話し合えたらいいなと思っております。早速質問ですけれども、資料2の素案骨子の14ページにありますように、2030年の温室効果ガス排出量の46%削減という目標があるけれども、令和5年度での削減率は19.2%と7.9ポイント不足しているという状況とのことでした。新しい計画を考えるにあたって、現行の計画がどうだったのかという振り返ることは大変大事なことだと思いますので、この達成がまだ半ばだとは思いますが、状況としては達成できそうなのかどうか。もし難しい場合はこういったところがボトルネックになっているのかななどを教えてください。

○川合会長

温暖化対策課長、お願いいたします。

○佐藤温暖化対策課長

温暖化対策課でございます。座って失礼をいたします。今のご質問、目標に対して、今どういう状況になっているのかということでございますけれども、正直、大変厳しい状況であるかなというふうに考えております。

そのうちの原因の一つとしてはコロナ禍なんかも挟みましたけれども、ちょっとイレギュラーな動きをここ数年でしたということで、コロナ禍もなかなか政策を打つのが厳しいというか、タイミングとして難しいというところもありまして、コロナ禍が明けてから色々と補助金等の政策を打ち始めたところがございます。そういった結果が出てくるのが、今後というところもありますので、そちらを注視していきたいなというふうに考えておるんですが、絶え間ない省エネと再生可能エネルギーの導入というところを軸に、愚直に政策を進めていきたいなというふうに考えております。

それ以外にも、これは国との役割分担ということになるかと思っておりますけれども、大規模発電所の脱炭素、電源の脱炭素化というところも重要でございます。ご存知かと思っておりますけれども、国のカーボンプライシング制度が動き始めまして、国の排出量取引制度をはじめ、新しい制度が動き始めます。こういったところも見ながら、本県も目標設定型排出量取引制度を行っておりますので、国の動向も注視しながら、できることを、さらに手を打っていききたいなというふうに考えております。以上です。

○川合会長

橋本委員、いかがですか。

○橋本委員

はい。状況を理解できました。引き続きよろしくお願いいたします。

○川合会長

はい、それでは続きまして、他の委員の皆さんもいかがでしょう。それでは、大河内委員お願いします。

○大河内委員

はい。早稲田大学の大河内と申します。大変素晴らしい基本計画だと思います。現在、私、日本環境化学会というところの理事をしておりまして、その中で最近の重大な環境問題というものがあるんですけど、この施策⑥ですね。着実な環境保全というところで、ちょ

っと落ちているのではないかとということでコメントをさせていただきたいのと質問もさせていただきたいと思います。まず1番のところで、PFAS 対策の推進、これ新規ということで、今、非常に重大な環境問題ということで、日本環境化学会の方でも重要な解決すべき環境課題ということで、非常に研究発表も多い分野でありまして、これが入ったのはすごく素晴らしいことだなと思います。基本的には河川とか地下水、水問題を想定していると思います。

もう一つ、日本環境化学会で現在、多く発表されているのはマイクロプラスチックであります。この基本計画を見ると、そういった言葉が一言も入っていません。プラスチックの資源循環という意味でもプラスチックは入っていますが、マイクロプラスチックというのは、健康リスクだけではなくて、最近の論文によりますと、気候変動にもかかわるとということで、大気中にかなりマイクロプラスチックが増えてきたことによって、地球温暖化にかなり寄与しているんじゃないかという報告がつい最近出ております。ですから、気候変動対策という意味でも、マイクロプラスチックが環境に飛散しているということはすごく重大な課題になってきますので、健康リスクの観点からも、気候変動対策という観点からも、マイクロプラスチックの問題を一つ課題として取り上げるべきではないかというのがコメントです。あと、(2)安全な大気環境確保というところなんですけれども、これもマイクロプラスチックと関係するところなんですけど、最近の話題としてタイヤの摩耗塵ですとか、道路摩耗塵がかなり飛散しているということで、これが今、健康リスクということも非常に注目されている研究課題です。環境省も非常に力を入れている部分になりますので、道路沿道大気の中で、マイクロプラスチック、タイヤの摩耗塵として出てくるようなゴムですけれども、それ以外に、道路の塗料とか改良アスファルトが劣化しますと、そこから PVC などのプラスチックが出てくるというようなことが言われていますので、そういった調査をきちっと行って、健康リスクの評価とその対策ということをきちんと行うべきではないか、その辺がちょっと抜け落ちているのではないかと思いますのでコメントをさせていただきました。

質問なんですけれども、(1)環境リスクの低減というところでダイオキシン類対策の推進とあるんですけど、この問題って現在、埼玉県で大きな課題になっているのでしょうか。私の認識では、基本的には、小型焼却炉を使わずに大型焼却炉を使うことによって、今かなりダイオキシンの発生というのを抑えられていて、90%以上が削減されているという状況だと、私は理解しているのですが、この推進ってところが、ちょっとよく意味がわからないので、そこを教えていただきたい。

もう一つが、環境経営というような言葉がございましたけれども、例えば最近の流行りで LCA を活用するということがあると思うんですけど、そういったことの活用も踏まえ

て、環境経営というような言葉を使われているのかどうか、このあたりを教えてくださいと存じます。以上です。

○川合会長

はい。それでは、県の方でいかがでしょうか。

環境政策課長、お願いいたします。

○高橋環境政策課長

はい。環境政策課長でございます。一点目、ダイオキシン対策の推進についてということで、これについては委員のご指摘のとおり、本県においてはダイオキシンの問題というのは、ずいぶん対策の方が進んだ成果もありまして、だんだん落ち着いてきているという状況かと思えます。ただ、現行においても、大気ですとか水質ですとか、やはり一定の常時的な監視の中で、ダイオキシンの状況はどうだということについての継続監視、ウォッチングは続けている状況で、まだ引き続き必要であろうというようなところでございます。推進という言葉が適切かどうか、今までのトーンと同じような感じで受け止められるのではないかなというようなご指摘かと受け止めたので、この辺の文言については、こちらの方でも少し検討させていただきたいと思えます。

また、環境経営の点についても、専門的なところから、ご質問いただきましたけれども、我々の方でも、この点については少し勉強させていただきまして、どういったことを想定するのかということについては、もう少し詰めさせていただきたいと思えます。

○川合会長

はい。あとマイクロプラスチックとか、摩耗塵について飛散しているのではないかなという点はいかがでしょうか。

大気環境課長、お願いいたします。

○相良大気環境課長

大気環境課でございます。座って、回答させていただきます。タイヤ摩耗塵の関係ということでありましたが、こちら直接測るとかというご指摘をいただいているところではあるんですが、現状としましては、九都県市の大気の部会の中で、国に対して要望を行っているというところでございます。

○川合会長

はい、いかがですか。大河内委員どうでしょう。大丈夫ですか。他、県の方はよろしいですか。大丈夫でしょうか。それでは引き続き、委員の皆様からご意見、ご質問いただければ

と思いますがいかがでしょう。

戸野部委員、お願いいたします。

○戸野部委員

県議会議員をしております戸野部と申します。様々、計画素案骨子等々、ありがとうございます。私の方から一点、ご質問をさせていただければと思います。

素案骨子の概要の6ページにございます。施策の方向③、生物多様性の回復の推進の中の(5)人と自然が共生する都市づくりについて伺いたいと思います。ここの中にある共生というのが、どういった範囲を想定されているのか伺いたいと思っております。生物多様性の保全や自然環境の維持だけではなく、人々の健康や福祉との関係を含めて捉えているかどうかというところをご確認させてください。

○川合会長

はい、ありがとうございます。それでは県の担当者の方、お願いいたします。

環境政策課長、お願いいたします。

○高橋環境政策課長

環境政策課長でございます。人と自然の共生する都市づくりというところで、現状では、この骨子の方の19ページにもございますように。農業分野、あるいは都市づくり、緑豊かな公園の整備ですとか、あるいは企業がいろいろな開発した際には、緑の方をしっかりと創出しましょうですとか、そういったところが中心になっております。概念としては、戸野部委員からお話のあったかなり広い分野のことが含まれる言葉かなと想定はしておりますが、この環境基本計画の中においては、今のところ福祉というところまで包含したような施策展開ということは想定してないところでございます。

○川合会長

戸野部委員、いかがでしょうか。

○戸野部委員

なぜ、このような質問させていただいたかと申しますと、今、国際的に、コロナ以降、人獣共通感染症というところで、人の健康ですとか、動物の健康、また環境の健全性を一体的に捉えるワンヘルスの考え方が広がっているかと思うんです。本県としても、この環境政策を保健医療ですとか、農業分野との連携の中で、推進する視点が必要ではないかなというふうに感じましたので、お考えの一つに取り入れていただければと思います。また何かお返事がありましたらいただければと思いますが、とりあえず意見です。

○川合会長

はい、どうでしょう。現時点で何かあればお願いいたします。

みどり自然課長、お願いいたします。

○清水みどり自然課長

みどり自然課長の清水でございます。ご意見いただきましてありがとうございます。今、ご指摘いただきましたワンヘルスの関係につきましては、記載箇所が少し異なるんですけれども、同じ施策の方向③の生物多様性の回復の推進のうち、(1)生態系の健全性の回復の中で、野生鳥獣における感染症についても取り上げることとしておりまして、ワンヘルスについては環境部だけではなくて、全庁的に対応が必要だというふうな認識を持っておりますので、どこの部分に記載するかという点は、今後検討していきたいと思っておりますけれども、しっかり本県としても対応していかないといけないという認識を持っておりますので、ご意見も踏まえながら、しっかり計画に反映していきたいというふうに思っております。

○川合会長

ありがとうございます。戸野部委員いかがでしょう。よろしいですか。はい。

それでは続いて、高安委員、お願いいたします。

○高安委員

はい。ご説明ありがとうございます。2点、質問させていただきます。

まず、資料1のところに、長期的な目標で、2つ目の中黒のところ、カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブで、持続可能な社会を目指すというふうな着地になっています。その一方でこちらの資料2の20ページ、施策の方向④、持続可能なまちづくりの上から10行目ぐらいに、持続的な社会を構築する埼玉版スーパー・シティプロジェクトというのがございます。新しい3つの施策と、従来からあります埼玉版スーパー・シティプロジェクトの議論の出口、目的が持続的な社会を構築するということで記載されているのですが、この3つの施策と埼玉版スーパー・シティプロジェクトの関係性を、例えば何か図で整理していただいて打ち出させていただきますと、埼玉県らしい環境施策をアピールすることができるのではないかと、質問というよりはコメントになってしまいました。

もう一つが、資料2の19ページ、生物多様性の回復の推進の(4)、下から三番目で、環境に配慮した公共事業の実施が新規と書かれてございます。こちら従来からも、当然環境に配慮した公共事業というのが行われてきたかと思うんですが、ここであえて新規と書いてあるということは何か新しい公共事業のやり方、展開の仕方というのが起こりつつあるという理解でよろしいでしょうか。以上です。

○川合会長

はい。それでは県の方、お願いいたします。

環境政策課長、お願いいたします。

○高橋環境政策課長

はい。環境政策課長でございます。今2点ほど、高安委員からご意見、ご質問いただきました。一つ目については、3つの大きな取組、カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブ、これと埼玉版スーパー・シティプロジェクトは、ともに持続可能な社会を目指すということなので、これらの関連性を図示等でわかりやすく説明するといいいんではないかということで、我々の方でも、このところはどうも説明できると良いなというふうに、委員のご指摘も受けて、思ったところではあるんですけども、正直、今お話になったようなところはきれいに整理でき切っていないところもございます。

こういった形であれば、県民、あるいは事業者、関係者の方にわかりやすく県の方向性を示すことができるのか、これはできるだけ工夫をしていきたいと思っております。

2点目について、環境に配慮した公共事業の位置づけについてということでございます。これについては、実際のところは環境基本計画の方に位置付けがなかったというところがございます。環境に配慮した公共事業が、これまで全然行われていなかったということではないんですけども、こういったことをより配慮してやっていくということを所管部局の方でも打ち出して、5か年計画などでも取り組んでいくことにしているようですので、この辺の整合を図って、今回、環境基本計画の方にも位置づけたものでございます。以上でございます。

○川合会長

高安委員、いかがでしょう。大丈夫ですか。はい、ありがとうございます。

それで、私の方から一点、質問させていただこうと思うんですけど、個別の案件というよりは、もうちょっと大きなところからの質問になるんですけども、環境というのは、河川に県境はありませんし、大気もつながっているわけで、他県、隣接するような県とか、都との連携みたいなものは非常に重要だと思うんですけども、こういう基本計画において、近隣県とのすり合わせとか、情報交換、あとはその足並み揃える部分と、埼玉県が特に逆に抜きんじて強みとしてやっていこうと思っている部分みたいなものがあるのか。他の埼玉県外との比較とかいうところから、少し状況をお話しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

環境政策課長、お願いいたします。

○高橋環境政策課長

はい。川合会長の方からご質問のありました他県とのすり合わせや、連携、足並をどう揃えているのかというところでございます。基本的にこの計画について、お互い直接調整するというようなことは、今のところまでやってきてないところでございます。

ただ、この計画に載せている各施策ですとか、取組につきましては、関東近県であれば、九都県市の首脳会議、あるいはその下部組織の環境問題対策委員会、そういったもので、他県とも各種取組、同じような課題があるものについては近隣の取組との調整などを図っているところでございます。

また、二番目の埼玉県強みの、この辺につきましては、本県においては、埼玉版スーパー・シティプロジェクトということで、日本一住みやすい埼玉県を目指すということを強力に取り組んでおりますので、この辺の取組は、他県にはあまりないような埼玉県ならではの取組かなというふうに捉えております。以上でございます。

○川合会長

はい、ありがとうございます。よくわかりました。それでは他にいかがでしょうか。

小川（順）委員、お願いいたします。

○小川（順）委員

今回の基本計画、まとめていただきまして、埼玉県の皆様の大変なご努力に本当に敬意を表したいと思います。私がコメントしたものも、ちゃんと意を組んで反映していただいているなと思って、すごく立派な基本計画ができたなと思っております。これをさらにもう少し情報を追加する、あるいは違う情報にすることによって、もう少し皆さんに伝わるかなというような、そういった視点からいくつかコメントをさせていただきたいと思います。

まず、基本的な考え方、環境と経済の両立がもう明確に位置づけられたということは、第5次よりもすごくはっきりと鮮明に出てきたなっていうのは非常に高く評価したいと思います。環境政策っていうのは、環境そのものを良くしていくっていうのがもちろん重要なんですけれども、やはり県民生活や県民産業に過度な負担をかけて経済の活力を損なってしまえば、長期的には環境対策そのものを続けていくこと、そこから出てくる財源ですとか、その財源を使って人材育成や技術革新に対する投資をできなくなったりしてしまうという負の循環に陥ることもあります。ですので、こういった環境と経済の両立っていう視点は非常に実は重要であると思っています。特に、7ページにも書いてあるとおり、埼玉県というのは製造業が非常に盛んだということで、県内の総生産がだいたい年間20兆円を超えている非常に大きな経済圏であります。その中で多分6割ぐらいが製造業で、そこに従事する人たちも40

万人近く多分いると思うんですけれども、こういった人たちの生活もかかっているもので、こういった産業力を弱めるものではなくて、むしろ次の成長につなげるような環境政策にするのがいいという風に考えております。

その意味で、もう少し細かい点に行くんですけれども、10 ページのライン 31 の環境と経済の両立、ここすごく重要だと思うんですけれども、これいきなり金融分野ではと入っていて、ESG 投資が盛んになってますというようなことを書いてあるんですけれども、昨今、欧米では大手銀行とか、資産運用の会社がネットゼロの取組から離脱する。例えば、ブラックロックですとか、他のカナダの大手銀行とか、例えばネットゼロバンキングアライアンスはもう活動停止しているので、ここに頼ってしまうとちょっと不安定なので、これは否定するわけではないんですけれども、それよりかは環境、県民の生活を守る、県内企業の競争力を高める、それが環境対策では重要でありというような、もう少しより県民に近いような形の導入にする方がいいのかなというふうに感じました。

それと、私、エネルギー経済研究所におりますので、エネルギーの観点からということで、14 ページのライン 21 の再生可能エネルギーの普及拡大についてなんですけど、これは本当にバイオマスや地中熱など、いろんなエネルギー、再エネは太陽光パネルだけではないということに言及していただいたのは非常に良かったなと思います。また、再エネ設備の適切な設置管理を掲げている点というのもいいと思います。他方で、太陽光パネルについては、何度も本当に申し上げているんで恐縮なんですけれども、世界の供給網が特定の国に大きく集中してしまっているので、その供給体制については単にこの再エネを増やすだけではなくて、国内産の技術、製品、県内企業の技術、日本製の次世代太陽光、電池、こういった国内産業にちゃんと結びつつ、単に海外からの安いものを買ってくればいいというだけではなくて、国内産業、埼玉県産業に結びつくような形というのは、どこかでなにか一言入っていると、読んだ方も環境対策をすることで、埼玉県の成長にもつながるんだということが、伝わるのかなと思います。

続いて、その下の産業業務部門における温室効果ガスの対策ですけれども、まず一番最初の地球温暖化対策計画制度の円滑な運用、これは排出量取引制度に近い形のもので理解をしております。私は実は去年、国の排出量取引制度の、特に製造業の割当を決める審議会の委員をやっていて、非常に、もういろんな産業を横並びに見ることの難しさなどなど、いろんな問題があるんだなっていうことを、本当に去年一年間、非常に勉強させていただいたんですけれども、埼玉県もおそらく日本の縮図のように、いろんな産業があると思うんですね。先行している東京都というのは、どちらかというと業務部門が多くて、業務部門っていうの

は、こう横並びすることが意外と難しくないので、そういった意味では排出量取引制度っていうのは公平な制度が作りやすいんですけれども、製造業が多いとどうしても、どういうふうに指標を作るのかということが、非常に問題、すごく難しくなってくるので、ここは本当にもし本気でやるのであれば、本当に心を決めるというか、覚悟を決める必要があるのかなと思いました。

先ほどの川合会長のコメントにあったように、埼玉県ではなくて、隣接する県との関係で言うと、去年の排出量取引制度の議論では、やっぱりカーボンリーケージ、産業が外に出てしまう。要は、国内で厳しい環境対策をするとコストが上がって、生産コストが上がってしまうので、他のところで製造した方がいいんじゃないかって問題が結構すごい指摘されて、こういった意味で埼玉県の規制を厳しくすると、近隣の県に移って製造した方がコストが安くなるからいいんじゃないかというような考え方も出なくはないのかなという点は非常に注意が必要かなと思いました。

すいません、長くなって恐縮です。あと 15 ページの運輸部門における環境配慮の推進で、EV と PHV などの電動車の普及とあるんですけれども、昨今の流れを見ていると、ホンダ、埼玉県さん、ホンダが多いと思うんですが、ホンダ、あるいは愛知ですと、トヨタ、こういったところが EV 化を結構スピードダウンしているところであると思います。そうすると、EV、例えばアメリカの車とか、中国の車とかありますけど、そういったものを増やしていくのか、あるいは日本の電気自動車というのを増やしていくのか、ここもちゃんと国内産の自動車というようなことが必要だと思います。そういった意味で、トヨタとかホンダの動きを見ていると、まだまだ EV よりかはハイブリッド車ですとか、やっぱり従来の内燃機関をどう効率を上げていくか、燃費を上げていくかといった、そういった日本の内燃機関の技術というのは、もう欧州を凌駕するぐらい非常に効率がいいので、こういったですね、要は内燃機関を使った車の推進、要は低燃費車、EV とか PHV というよりかは、低燃費車を推進するという方が、日本国の状況に合ってるのかなというふうに思った次第です。

それですね、もうほとんど最後なんですけど、11 ページに問題を解決することが私たちにどのようなメリットがあるのかとか、また企業に対して環境分野に参入することで自らのビジネスの好循環が生じるということなどなど、書いてあるんですけれども、多様な主体が参画して議論をするためには、やはりこれいろんな情報を並べるというか、厳選してメリットと、あるいは負荷というか課題、メリットだけではなくてこういった課題があるんですよということを、やっぱり議論するのには、そういった情報も必要なのではないかというふうに思いました。

本当にこれでコメント最後なんですけれども、環境問題を解決するのは最終的に技術であつたり、その技術を生み出すのは人なので、やっぱり最後の環境科学の振興や、未来を担う人づくりというのも、この環境計画の中に入っているんで、本当にこれはぜひしっかりと進めていくことによって、一見その遠回りに見えるんですけども、多分一番大きなリターンが返ってくるのは、この人を育てていくということかなと思うので、ここに対してはしっかりと埼玉県に技術、産業技術、そしてそれを将来の子どもたちがちゃんと勉強して、そういった知識をつけて技術を作っていくということが、資源の少ない日本の一番の資源だと思っておりますので、ここはしっかりと進めてほしいと思いながら、環境基本計画を読ませていただきました。ありがとうございました。

○川合会長

はい、ありがとうございます。複数のコメントが含まれていたかと思いますが、何か県の担当者の方からお答えしたいようなことございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがですか。

環境政策課長、お願いいたします。

○高橋環境政策課長

環境政策課長でございます。まず、個別のご質問の前に ESG 投資ですとか、この辺の導入部分の表現について、工夫したほうがいいんじゃないかというようなお話がございました。おっしゃるとおりで、ESG 投資ですとか、TCFD だとか、県民目線からすると少し遠い世界の話ではあるんですけども、導入のところでそういった表現がずいぶん入ってしまったので、この書きぶりについては工夫していきたいというふうに思っております。もう少し、県民に近いような事柄の今の状況ですとか、そういったことも盛り込むようにできればいいかなと思っております。以上でございます。

○川合会長

エネルギー環境課長、お願いいたします。

○尾崎エネルギー環境課長

エネルギー環境課でございます。資料2の14ページで、委員からお話をいただきました再生可能エネルギーの普及拡大のところについて、お話をさせていただきたいと思います。委員の方から、太陽光発電設備の供給のところについて、今後、安定的に供給ができるように、そういった不安のないようにというお話と、あとは国内産業、県内産業と結びつけていくことが非常に重要というところについては非常にそのとおりだと思いますので、そ

ういったことを踏まえまして、しっかりと計画については考えてまいりたいと思います。特に、国内産業という点では、ペロブスカイトなど新しい技術の開発も進んでおりますので、そういった状況も注視しながら、そういった技術が、実際に導入されるように県としても働きかけなどを行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○川合会長

環境科学国際センター研究企画室長、お願いいたします。

○米持環境科学国際センター研究企画室長

環境科学国際センターの米持と申します。次世代の人づくりという観点でご回答いたします。我々は、次世代の高校生を対象にした環境教育にも取り組んでおります。例えば、昨年ですと教育局と連携することで生物多様性を学ぶ、それから今年は、これから所沢北高校、こちらスーパーサイエンスハイスクールなのですが、当センターで実際に分析機器の操作を体験して環境科学を学んでもらうということを、この後、夏までの企画として考えております。こういったことも取組としては進めております。

○川合会長

温暖化対策課長、お願いいたします。

○佐藤温暖化対策課長

温暖化対策課でございます。委員のご指摘の中で、排出量取引の話ですけれども、地球温暖化対策計画制度、これは県の排出量取引制度のベースになる排出量等を把握するための制度ということになっております。委員からカーボンリーケージの話がございましたけれども、埼玉県は東京都と連携をしながら、目標設定型排出量取引制度に取り組んでまいりました。これまで周りの地域に比べて規制があるということで、それこそその部分は気にしながらやってきてございまして、今回、国の方で排出量取引制度が施行されますので、実は県議会からも規制にあたっては、事業者には過度な負担がかからないようにという意見も出ておりますので、そういったところ、今後、事業者様と向き合う中で配慮しながらやっていきたいなというふうに考えております。以上です。

○川合会長

大気環境課長、お願いいたします。

○相良大気環境課長

大気環境課でございます。委員の方からEV化の流れがスピードダウンをしていて、低燃費車の推進の方がというお話がございました。現行の環境基本計画におきましては、新車販売

における、乗用車なんですけれども、こちらについてハイブリッドを含めた電動車の割合を56%という施策指標として掲げております。その数字については、昨年度の段階でもクリアをしているという状況もございます。そういう中で脱炭素化に加えて、災害時のレジリエンスの強化ということもございましたので、外部給電機能を有するEVだとか、PHVだとかっていうことの導入を重点的に進めてきたところでございます。ただ、委員おっしゃられたとおり、昨今、ホンダも見送るとか、トヨタも遅らせるとかという報道もございまして、状況が変化していることもありますので、これらの状況を注視して、どう表現していくかという形については考えていければというふうに思います。以上です。

○川合会長

環境政策課長、お願いいたします。

○高橋環境政策課長

環境政策課長です。もう一点、多様な主体との参画にはメリット、デメリットなど、こういった情報提供が必要ではないかというようなお話がございました。現在、県においては、SDGsの官民連携プラットフォーム、こういったところで特に企業、色々な団体、あるいは行政、こういったところと一緒に、SDGsに絡む、環境の分野が結構多いわけですから、意見交換ですとか、共同の取組とかをお声掛けして、やっているところでございます。また、その全体のプラットフォームの中に、カーボンニュートラルですとか、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブ、こういった分科会がまたぶら下がりやっておりますので、いろんなセミナーを開催したりとか、意見交換、こういったものを行っておりますので、そういった企業や団体との意見交換、情報交換の中で、様々な取組において、いいことだけではなくて、いろんなメリット、デメリットよりの課題ですとか、そういったことについても情報共有、情報交換ができればというふうに考えております。以上でございます。

○川合会長

はい。県の方からはもう大丈夫でしょうか。小川（順）委員、いかがですか、よろしいですか。それでは引き続き、委員の皆様からご意見をお願いします。

小川（直）委員、お願いいたします。

○小川（直）委員

県議会の方から出ております、小川でございます。いろんな中で、企業、その他の努力によってということになると、企業にもそれなりのメリットがあるよとか、いろんな意見があるわけなんですけども、私たちは地元から見ますと、もっとシンプルなもの、かなり課題があ

るんじゃないかと思っております。

私、埼玉県の西部地区、簡単に言うと川越の近所から来ているんですけども、この基本計画の骨子の中ですね、19 ページに、里山とか、生態系ネットワークも含めた話載っているんですけども、こう見ていると、三富地区の緑だとか、里山・平地林の整備保全活用とかという話が出てるんですけど、これを持っている方々は主に、まあ俗にいう平地林ですけども、個人の地主なんですよ。そういうふうに見ながら、里山の保全だとか活用とか整備とかと言っているんですけど、具体的にそのようなことをやってらっしゃるんですか。

個人の、その森林、平地林に対して、私が見ている限りは、そういうのをこういう事業の中で手をかけているのも見たような気がしないんですよ。なぜかと申しますと、今、代々、自分で持っていた大切な、こういう緑の山だから保全しようという地主さんの前向きな姿勢で保全がなされている。

ただし、聞いたところによりますと、税金は農地法に引っかからないから宅地並み課税です。要するに、そういうお金を払ってまで山を持っているんですが、それが今どんどんどんどんなくなっているということを見ていただきたいんですよ。一部のところは皆さんが買い取ったりとかしていますが、ほとんどのところがもちろん個人のものなんですね。そこのおじいちゃん、おばあちゃんが亡くなっちゃうと、子供は税金ばっかしかって、何の生産性もない、そこに企業が農地法に引っかかんないから、山を切り崩して、そこに物を置くような、例えば、資材置き場とか、そのために使わしてくれないかという、そこで毎月何十万というお金が入ってくる。山のまま置けば何もない。今、そういう状況の中で、ご存知だと思いますが、どんどんどんどん、平地林が減っております。

ここのタイトルに生物多様性の回復の推進とありますが、回復しないです。まず山に関しては、1 回切られちゃったら。隣のうちがそれで切っちゃって、資材置き場になって、お金がいっぱい入ってくる。その隣の家も同じように持っていたら、あ、それだったらうちもそのようにしておくよりも、生活に助かるお金に変えた方がいいという動きがどんどんどんどん起きてるんですよ。

その中で、ここには平地林の整備、保全、活用とかという、何をなさってるのかというのを聞いたかったんですね。特に悪口、中には何も使えない山を持っているのは物好きだぐらいのことを言う人もいるわけですよ。利活用しない知恵が働かないんじゃないかと言われる人もいるわけですよ。そうじゃなくて、こういうのは例えばですけど、最低でもそういう山を持っている人が自然とかその他とか大事だから持っているんだとしたら、県の方が何か

で、そういうのを認定してあげるような、立て看板の一つでも立ててあげていただいて。こういう方がいるので、自然がなんとか守られてるんですよ。ありがたいんで、皆さん認識していただませんかというような、その程度の表示ならできるんじゃないかと思うんだけど、全然そういう対応はしてないような気がするんですけども。その点、お考えをお聞かせください。

それからもう一点、やっぱり地元でもあったんですけども、同じページの23ページにあります廃棄物の適正処理の問題なんですけども、ここに書いてありますけど、廃棄物の適正処理の推進をして、こういうのをなくしていくんだとかと話をしていますが、本当にできるんですかということです。

廃棄物というのは、じゃあ何なのかというときに、うちの方で問題になっているのは、その持っている方が廃棄物と言わないんですよ。資源ですということです。そう言われてしまうと、よほどのことがない限り、それは資源ではなくて廃棄物ですよ、産業廃棄物も含めて廃棄物ですよという認定が本当にできるのかということなんです。これは資材・資源ですので、いつか利活用するための財産ですと言われて置いておくと、それ以上手はつけられないというのが現状のような気がするんですけども、これ大切な問題だと思うんですね。ここに書いてあるのは簡単なんですけれども、ここに書いてあるような、ましてや適切な行政処分の実施なんて、行政処分が本当にできるんでしょうか。

この辺のところも含めて、県がダメなら、国に要望していただいた内容について、そういうの対応しないと、善意の人たちはいいいんだけど、悪意を持った場合は本当に周りが困ります。ぜひ、その辺も含めてこの2点、お考えを教えてください。

○川合会長

はい。それでは県の担当者の方、お願いいたします。

みどり自然課長、お願いいたします。

○清水みどり自然課長

みどり自然課の清水でございます。小川委員からのご意見、大変ありがとうございます。委員とは、以前からも平地林をどう守っていくかという点で、当課と様々ご意見伺ってきたというふうに承知しております。その上で、まず、県の取組としましては、先ほど小川委員からのお話にもありましたけれども、大きめの5ヘクタール以上のふるさと緑の景観地に指定されている土地の所有者に対しては、維持管理のための奨励金を交付するということであったり、1000㎡以上の緑地については保全活動を行う市民団体や市町村と協定を結んで、財政支援を行っております。一方で、小川委員からご指摘があったのは、もう少し規模の小さ

な平地林のことかと存じます。そちらについては、県として、所有者の方とアプローチを取るというよりは、その所在の市町村経由で地権者の方と働きかけを行っておりまして、県としては市町村に投げているというわけではなく、その平地林の保全というのは、埼玉の豊かな緑を守っていくために非常に重要な活動というふうに認識しておりますので、市町村とも密に連携して、事例の共有であったりとか、関係を密にしているところです。

その上で、最後に、小さな平地林の所有者に対する後押しが何かしらできないのかというご指摘あったかと思います。そちらについては、表彰であったりとか、認定というところについては、その地域の象徴になる緑なのかという点であったり、適切な管理というのをどういうふうに評価するかというような、総合的な視点を踏まえて、所在の市町村とも意見交換をしてまいりたいというふうに思っております。県としては、先ほど申し上げた先進的な事例紹介を含めて、平地林の重要性については、行政もそして地権者の皆様とも含めて、意識の醸成を図って、今後も委員のご意見、ご指導いただきながら、保全について取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、引き続きご指導お願いできればというふうに思います。よろしくお願いします。

○川合会長

産業廃棄物指導課長、お願いいたします。

○井ヶ田産業廃棄物指導課長

産業廃棄物指導課です。小川委員からご指摘いただきました廃棄物の関係ですけれども、廃棄物の認定について、正直、期間を要するということがございました。そういったことがありまして放置されてしまったという事案が発生しているということはあるかもしれませんが、そういったことが防げるようにということで県ではヤード条例が昨年1月から施行されておりますけれども、そういったものができまして、まずはそれによって規制の網がかかったという形になります。これに関しては条例を制定していない地区に流れていくということがございますので、現在、国の方でいわゆる有価物と言われているものであっても、そのヤードにあるような雑品スクラップであったり、金属類、あとプラスチック類、そういったものに法律の網をかけるというふうなことを、現在、国会で審議をされておりますところなので、そちらの状況を注視しながら規制の方の事案の監視等をしっかり行っていきたいと思っております。以上です。

○川合会長

はい。小川委員、いかがでしょうか。

○小川（直）委員

緑の関係の山林ですけどね。役所がやる時に一番困るのは、その山林がきれいに整備されているかどうかとかというのを基準にするのが多いんですよ。果たして、おじいちゃん、おばあちゃんが持っているような規模、要するに、一農家の方とか家の方が持っている規模の山で、皆さんがいう公園のようにきれいに整備されているかどうかというのを基準にされたら、まず、できないんじゃないでしょうか。下草処理だってやるのに、多分山林全部やっていただいたら、何十万というお金を業者に払わなければできないわけですよ。

その辺のところ、自然というものが公園、都市公園のようなものが自然という頭じゃなくていかないと、全く保てないと思いますよ。善意だけでやってくれというのは無理だと思うんですね。それ、今じゃないと、多分、十年後にこの議論しても対象となる山林がないですよというような状態に私はなるんじゃないかと思っているんですよ。今が本当に境目だと思うので、なんていうんですか、条件のハードルを高くするんじゃなくて、何しろこういうのをまずは保っていただいてくださいよというのを、意識を持ってもらう働きかけというのは早めにしていただけないかと思うんですけども、これが第一歩のような気がするんで、よろしく願いいたします。以上です。

○川合会長

はい。引き続きということで、ご検討お願いできればと思います。時間があともう少しありますけれども、他の委員の方、いかがですか。

柳沼委員、お願いいたします。

○柳沼委員

ありがとうございます。今回、当日の資料としてお配りいただきました事前質問への回答ということで、すぐにご対応いただきましてありがとうございます。それ以外の点で、今回、一点意見というか、述べさせていただければと思います。

この資料2の25ページのところに、施策の方向⑦として、環境科学の振興と未来を担う人づくりという項目がございます。この項目は本当にとても大事なところで、やはり人づくり、教育というところはいつのバージョンでも、この以前の令和8年度までの計画の中にももちろんあることですし、新しい計画の中でもしっかりと位置づけて進めていくということが重要なものだとして認識しております。その中で、最初の高橋政策課長の方からもご説明がありましたとおり、だんだんと時代が変わっていく中で変化してきているというのは、この環境学習を取り巻く環境も同じです。一つ、今回挙げたいのは、学校の先生方がこの環境教育ということに携わると言ったときに、やはり先生方がお忙しいという問題は社会的にもとて

も取り上げられている中で、実際に例えば研修として、そういった生物多様性保全のことを先生方自身が学ぶ機会というのがとても減っているということ、あるいは先生方自身が自然に触れ合うという機会がないままで、今先生という形で教育に携わっている先生になられている方というのが非常に多いというのが現実としてあります。私が埼玉県自然学習センターの運営ということで、県の指定管理の業務に携わらせていただいているんですけども、その中ですごく感じるというのは、とにかく先生方の研修というのが、以前は、例えば市町村の教育委員会単位で、例えば、初任者研修としてたくさんの先生を連れて来ていただいたりとか、あるいは5年次の研修として先生方がいらっしゃったりとか、そういった機会があったのですが、今は皆無なんです。夏の暑さで大変だとかということもあると思うんですけども、それは本当に現場として肌で感じているところで、なかなか子どもたちがもちろん自然に触れるという活動自体も大事なことで、実際に校外学習で来ていただいているのは本当にありがたいですし、そういった活動を進めていただいている先生方にも本当に感謝申し上げるところなんですけれども、こういった計画の中で、そういった先生方のお忙しい中でも、環境教育を進める現場として、しっかりと社会づくりという環境を保全する。この埼玉県の政策として進めていけるようなものを作って、位置づけて頂ければと思いますので、その点について今回ご意見をさせていただきます。

○川合会長

はい。県の方でいかがでしょうか。

環境政策課長、お願いいたします。

○高橋政策課長

はい。環境政策課です。環境学習全般についてというような見地でコメントさせていただきます。柳沼委員のおっしゃるとおり、教員の多忙問題ということで、我々も県の教育局に対して、環境教育等についてのいろんな協力のアプローチをしている場面はございます。ただ、やはり、かなり多忙ということで、なるべく負担をかけないようなやり方で我々も工夫してやっています。例えば、いろいろな、今、DXと言われているところもありますので、なるべく環境の世界においては、現場に行って、本物に触れるということも非常に重要だということは、認識しているところではございますが、なかなか先生のそういった問題もありますので、今の中で、こういった形であれば教育行政、あるいは先生方のところで受け入れていただけるのか、我々も工夫しながら、要は最終的には子どもたちがこういったことを理解しなければ先はありませんので、子どもたちに、いかに環境問題、環境学習について理解していただけるか。そのための先生のアプローチについても、いろいろ工夫していきたいと思い

ます。この計画の中にも一部そういった DX の関係とかありますけれども、こういった人づくりのところにおいても DX だけではないと思うんですが、こういった教育局との連携、学校における環境教育の推進というようなことは、項目として記載させていただいておりますので、この中で、こういった取組をするのかという中で、少し、今、委員からあったようなご指摘を踏まえて、取組を整理できるのかなと思います。以上でございます。

○川合会長

環境科学国際センター研究企画室長、お願いいたします。

○米持環境科学国際センター研究企画室長

環境科学国際センターの米持と申します。ご意見ありがとうございます。先ほど私の方からお話させていただいた学校とか教育局との連携ですが、やはり環境教育のフィールドはどんどんアップデートされていくので、その状況を先生もなかなかフォローしきれないということがあります。それを実際に生のフィールドを体験しながら、今の環境教育では、どういうことが必要なかを学びたいという先生側からのニーズもあって、実現しているといった背景があります。そういった点から考えますと、やはり今後の環境保全を担う若い世代を教育というか、育てていく上では、先生も含めた形で環境教育、教育というと上から目線的な感じですが、連携とか、協働しながら育てていくという視点で臨んでいきたいと考えております。

以上です。ありがとうございます。

○川合会長

はい。柳沼委員いかがですか。

○柳沼委員

はい。ありがとうございます。ぜひともよろしくお願いいたします。

○川合会長

はい。まだまだたくさん意見はあると思うんですが、これは継続ということなので、今日のうちにとにかく発言したいという方がいれば、最後をお願いいたします。

佐柄木委員、お願いいたします。

○佐柄木委員

ありがとうございます。佐柄木と申します。意見というか、簡単に、私の方からちょっと抽象的な話になってしまいますけれども、今回、骨子の概要、基本的な考え方というところで、6つ挙げていただいておりますけれども、全体的には私もこれに賛成なんですけど、私で

すね、法律家の観点からしますと、後ろの方に出てくる多様な主体の参画とか、そういった(6)次世代の人材育成とか、そういったところがすごく大事になってくるかなというふうに思っているところです。特に、法律家の観点からしますと、やはり環境に関するいろんな主体の参画というのが、日本ではかなり遅れているところでありまして、市民参加と言いますと、なかなかいろいろ難しいところがあると思うんですけれども、ただ、世界的に見ると、本当に日本は非常に遅れているところで、いろいろ情報が提供されなかったとか、あるいは、この意見が聞いてもらえなかったとか、そういったところだけで訴訟になったりとか、そういったことがヨーロッパの方ではあるわけで、そういったところが日本ではまだまだすごく遅れているところだと思います。そういった問題があります。

さらに、大事なところとしては、やはり、いろんな人が参加していくためには、みんながこういった問題について、しっかり考えていくということが非常に大事になっていきますので、実際、次世代の人材育成とかいうところも非常に大事です。一番最後に出てきている方向⑦ですかね、私もこれ非常に重要だと思いますので、ぜひこれについては、本当に実現するように取り組んでいただければというふうに思っております。

前回もちろっとお話ししましたが、本当に環境問題、真面目に勉強することももちろん大事なんですけれども、それだけじゃなくて、本当に普段の生活で、前回、ヨーロッパの方で、電気料金の話とか、レジ袋の話とかあげたように日常生活の中で、本当に意識せざるを得ないような形に、いろいろ環境について考えていけるような形にしていくということが、そういうのも大事なんじゃないかなと。もちろん真面目に勉強することも大事ですけれども、日常生活で本当に考えざるを得ない状況に持っていくと、本当はこの温暖化でもう考えざるを得ない状況にあると思うんですけれども、なかなか温暖化で熱中症に注意とか言って、エアコンを使いましょうとか、そういうふうなエアコン使うなとは言えないと思いますけれども、そういう話になってしまっているんで、なんかもっと意識せざるを得ないような形にしていくことが大事なんじゃないかなというふうに思っています。私の問題意識というところで、当然ここは出てきていますけれども、最後の方に出てきているんで、別にあとの方に出てきているからといってそれを軽視しているというわけではないんでしょうけれども、ぜひこの最後の後ろの方に出てきていることも重点を置いて取り組んでいただければというふうに思っております。以上です。

○川合会長

環境政策課長、お願いいたします。

○高橋環境政策課長

はい、環境政策課です。いろいろな環境学習、環境教育という、少し勉強しましょうというようなことだけではなく、日常生活の中でもっと環境問題が直結しているんだよということが無意識のうちに知ってもらえればいいというようなお話だったかと思います。この最後の方向性のところでも、いろいろな環境学習の取組の中でも、この中には少し入っていないですけれども、いろいろなエシカル消費の話ですとか、今、いろいろな環境に関連したような消費行動、あるいはいろんな取組、こういったものの重要性といったことも、取組の中で様々取り組んでいきたいというふうな考えも持っておりますので、どこまで県民の方々が本当にそういった問題にみんながみんな意識せざるを得ないような状況に、持っていけるのかというところは、非常に大きな、我々も課題だというふうに思っておりますが、少しでも、いろいろな社会で起きている諸事情が環境問題に関係していて、そのことが我々の行動いかにかかっているんだよというようなことを結びつけられるように、情報発信できればなと思っております。ちょっと具体的なことはお話できませんが、そういった考え方でこういった計画や施策について、取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

○川合会長

はい。佐柄木委員、いかがでしょう。

○佐柄木委員

どうもありがとうございます。ぜひ簡単ではないと思いますが、いろいろ外国の例とか参考にしながら、やれることはいろいろあるかと思しますので、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思っております。

○川合会長

はい、ありがとうございます。それではまだまだご意見があると思われるのですが、予定している時間に大体なりましたので、ひとまず今日のところはここで終了とさせていただきますと思います。なお、本日出せなかったご意見につきましては、また別途、事務局から意見照会をさせていただくということになりますのでよろしくお願いいたします。それでは、ここまでの諮問事項、次期環境基本計画の策定については本日いただいた意見、また追加の意見も踏まえて、次回以降も継続審議ということにさせていただきます。

以上で予定しておりました議題は終了となりますが、最後に委員の皆様より何かご発言ございましたらと思いますがいかがですか。大丈夫ですか。それでは進行を事務局にお返しいたします。

○司会（川端）

はい。川合会長、どうもありがとうございました。続きまして、4 その他といたしまして、令和8年度環境審議会審議予定事項についてご報告をさせていただきます。

こちらの資料、今投影している資料と同じものがお手元にありますので、そちらをご覧ください。今年度は審議をお願いさせていただく事項が多くなっておりますことから、今年度の審議予定事項について、ご報告をさせていただくものです。令和8年度環境審議会審議予定事項でございます。計画の関係といたしまして、本日もご審議をいただきました次期埼玉県環境基本計画の策定のほか、埼玉県地球温暖化対策実行計画第2期区域施策編の中間見直し、第14次埼玉県鳥獣保護管理事業計画の策定、それから第4次埼玉県第二種特定鳥獣管理計画ニホンジカの策定、同じく鳥獣管理計画イノシシの策定、それから埼玉県第二種特定鳥獣管理計画ツキノワグマの策定、また第4次埼玉県広域緑地計画の策定、そして埼玉県生物多様性保全戦略の見直しと数多くの計画関係のご審議を予定しております。

また、その他といたしまして、埼玉県環境基本計画の進捗状況のご報告、鳥獣保護区の指定等、そしてふるさと緑の景観地の指定、こういった多くのご審議を予定しております。

スケジュールでございますが、本日の第1回以降、第2回を8月3日から7日頃、第3回を9月7日から11日頃、第4回を11月24日から27日頃、第5回を年明け来年の2月1日から5日頃というふうに予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

何かこちらについてご不明な点等ございましたら、ご質問をいただければと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい。それでは最後に、閉会にあたりまして、環境部長の竹内からご挨拶を申し上げます。

○竹内環境部長

はい、改めまして、竹内でございます。本日は活発なご意見、ご提言、ご質問をいただき、誠にありがとうございました。本日頂戴いたしましたご意見などにつきましては、今後の施策の展開を検討する上で、しっかりと展開してまいりますのでよろしくお願いいたします。

ここから話が変わりますけれども、本年7月末をもちまして、二期4年間お務めいただきました委員の皆様が任期満了となります。在任中は本審議会すべてのご議論を通じ、本県環境行政の推進に多大なるご協力をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。特に川合会長におかれましては、2年間にわたり会長として本審議会の円滑な運営にご尽力を賜り重ねて厚くお礼を申し上げます。

本期を持ってご退任される委員の皆様の今後のご健勝ますますのご活躍を祈念いたしますとともに、今後の本県の環境行政にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

午後 3時7分閉会